



## 富山県人事委員会

委員長 黒崎 紫抄代

## 富山県人事委員会規則第5号

級別職務に関する規則の一部を改正する規則

級別職務に関する規則（平成28年富山県人事委員会規則第538号）の一部を次のように改正する。

## 別表第1中

本 部	共通			課長補 佐	課長補 佐	室長 次席	課長	参事			
	監察官室			室長補 佐	室長補 佐						

を

本 部	共通			課長補 佐	課長補 佐	室長 次席	課長	参事			
	警務課						デジタ ル化推 進統括 官				
	監察官室			室長補 佐	室長補 佐						

に改める。

## 別表第2中

本 部	共通				課長補 佐	課長補 佐	次席	課長	参事官	部長
					隊長補 佐	隊長補 佐	室長（ 監察官 室長を 除く。） 副隊長	隊長（ 他の職 務の級 の欄に 掲げる 職を除 く。）		首席参 事官
	教養課				師範	師範	主任師 範	首席師 範		

を

本 部	共通				課長補 佐	課長補 佐	次席 室長（ 監察官 室長を 除く。） 副隊長	課長（ 他の職 務の級 の欄に 掲げる 職を除 く。）	参事官	部長 首席参 事官
	警務課							デジタ ル化推 進統括 官		
	教養課				師範	師範	主任師 範	首席師 範		

に、同表警察の部本部の款生活安全企画課の項6級の欄中「防犯対策指導官」を「生活安全指導官」に、同款刑事企画課の項6級の欄中「刑事指導官」を「適正捜査指導官」に改め、同款交通企画課の項6級の欄に「交通事故事件相談官」を加え、同表中

公安課							警備指 導官			危機管 理対策 官
-----	--	--	--	--	--	--	-----------	--	--	-----------------

を

公安課							警備事 件指導 官			危機管 理対策 官
							警備指 導官			

に、

警 察 署	共通				課長	課長	次長	入善警 察署長	氷見警 察署長	魚津警 察署長
					課長代 理	課長代 理	刑事生 活安全 官	黒部警 察署長	砺波警 察署長	富山中 央警察 署長
					幹部交 番所長	幹部交 番所長	地域交 通官	滑川警 察署長	南砺警 察署長	富山南 警察署
						富山空				

						港警備 派出所 長	地域官  交通官	上市警 察署長  小矢部 警察署 長  副署長	長  富山西 警察署 長  射水警 察署長  高岡警 察署長
--	--	--	--	--	--	-----------------	----------------	----------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

を

警 察 署	共通				課長	課長	次長	入善警 察署長	氷見警 察署長	魚津警 察署長
					課長代 理	課長代 理	刑事生 活安全 官	黒部警 察署長	砺波警 察署長	富山中 央警察 署長
					幹部交 番所長	幹部交 番所長	地域交 通官	滑川警 察署長	南砺警 察署長	富山南 警察署 長
					富山空 港警備 派出所 長	富山空 港警備 派出所 長	地域官  交通官	上市警 察署長  小矢部 警察署 長  副署長		富山西 警察署 長  射水警 察署長  高岡警 察署長

に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年3月25日から施行する。

(人委・企画・任用課)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月16日

富山県人事委員会

委員 長 黒 崎 紫 抄 代

**富山県人事委員会規則第6号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第261号）の一部を次のように改正する。

別表第1 警察本部の項中

「	管理官 警察学校副校長	」
---	----------------	---

を

「	管理官 デジタル化推進統括官 警察学校副校長	」
---	------------------------------	---

に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年3月25日から施行する。

（人委・企画・任用課）

